

個人用透析装置・多用途透析用監視装置・人工腎臓装置（日機装社製）
逆浸透水处理 RO 装置（日本ウォーターシステム社製）・個人用透析装置（ニプロ社製）
保守点検業務仕様書

京都市立病院における個人用透析装置・多用途透析用監視装置・人工腎臓装置（日機装社製）・逆浸透水处理（RO）装置（日本ウォーターシステム社製）・個人用透析装置（ニプロ社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器等

- (1) 個人用透析装置（日機装社製）
 - ・DBG-03 3台
- (2) 多用途透析用監視装置（日機装社製）
 - ・DCS-200Si 3台
- (3) 人工腎臓装置（日機装社製）
 - ・多人数用透析液供給装置 DAB-NX 1台
 - ・多用途透析用監視装置 DCS-100NX 14台
 - ・A剤溶解装置 DRY-11A 1台
 - ・B剤溶解装置 DRY-01 1台
- (4) 逆浸透水处理（RO）装置（日本ウォーターシステム社製）
 - ・MHS502-H 1台
- (5) 個人用透析装置（ニプロ社製）
 - ・NCV-11(G) 1台

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院
本館3階 血液浄化センター

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 契約条件

- (1) 乙は、契約期間中は常に機器を良好に使用できる状態を維持するため、対象機器(1), (2), (3)は年2回、対象機器(4)は年4回、(5)は年2回の定期点検を行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を令和4年7月末までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の事務局契約担当へ報告すること。

- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出すること。なお、報告書の内容について甲の担当者に確認を得たうえで、完了届を甲の事務局契約担当へ提出すること。
- (5) 乙は、契約の機種に故障が発生し、甲の通知を受けたときは、速やかに（原則として当日中）点検、調整、修理等を行うこと。なお、緊急時の連絡先を、書面にて甲の病棟担当者及び事務局契約担当へ提出すること。
- (6) 乙は、業務上知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 本契約に含まれる費用
- ア 定期点検費用
 - イ 緊急時の調整、修理に係る作業工賃、交通費等
 - ウ 別紙リストに掲げる部品費
- (8) 保守管理費用以外の費用
- 次に掲げる事項により生じた費用は、(7)アの範囲に含まないものとする。
- ア 設置場所変更による装置移動並びに据付調整作業
 - イ 天災地変、その他不可抗力（故意又は過失）により生じた損害の修復作業
 - ウ 別紙リストにない部品費（ただし、緊急時に交換した部品費合計税抜き3万円を超えない場合は無償とする。）
- (9) 甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。
- なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適当と認めるときに支払請求書を受理したものとする。
- (10) 乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償は、これを負担しないものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。